

取 福 発 第 9 1 号
令 和 2 年 4 月 8 日

地域密着型介護サービス事業所管理者 殿

取手市長 藤井 信吾
(公印省略)

新型コロナウイルスの影響による地域密着型サービス事業所における
運営推進会議及び外部評価の取扱いについて (通知)

日頃より本市の介護保険事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、下記1のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、新型コロナウイルスを取り巻く状況は刻一刻と変化しており、それに伴い取扱い
が変化することも想定されるため、厚生労働省から新たに方針等が示される場合には改め
て通知します。

記

1 取扱い方針

(1) 運営推進会議の取扱い方針について

認知症対応型共同生活介護等の事業所については、「取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、「基準条例」という。)に基づき、運営推進会議を実施する必要がありますが、新型コロナウイルスの影響により、運営推進会議を開催することができない場合は、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの当面の間、中止、延期及び運営推進会議の委員を限定して開催することをやむを得ないものとします。

なお、別途、厚生労働省から新たに方針等が示された場合は、追ってご連絡いたします。

(2) 外部評価の取扱い方針について

認知症対応型共同生活介護については、基準条例118条第8項に基づき、外部評価機関による評価が必要となっていますが、コロナウイルス感染症対策のため、事業所訪問等を延期したことで外部評価が令和元年度中に完了できず、今年度完了になった場合につきましても令和元年度実施したものとみなします。

2 根拠法令

サービスの種類	根拠条文	開催回数
認知症対応型共同生活介護	基準条例第129条（準用）	概ね2ヶ月に1回以上
小規模多機能型居宅介護	基準条例第109条（準用）	概ね2ヶ月に1回以上
地域密着型通所介護	基準条例第60条の17	概ね6ヶ月に1回以上

3 問い合わせ先

取手市高齢福祉課 施設係

電話：0297-74-2141

FAX：0297-74-6600

メール：kourei@city.toride.ibaraki.jp